

## 貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
<p><b>自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～10. 省略</p> <p>11. (中間利息定期貯金)            (1) 中間利息定期貯金の利息については、第4条の規定を準用します。            (2) 省略            (3) 中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第4条第2項第2号のBの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。</p> <p>12. 以下省略</p>	<p><b>自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～10. 省略</p> <p>11. (中間利息定期貯金)            (1) 中間利息定期貯金の利息については、第3条の規定を準用します。            (2) 省略            (3) 中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第3条第2項第2号のBの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。</p> <p>12. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>